

令和 7 年 4 月

入院患者様・ご家族様 各位

【令和 7 年 4 月 1 日～】入院時の食事負担金の変更について

今般の食材費等の高騰をふまえ、厚生労働省より令和 7 年 4 月 1 日から入院時食事療養費の費用（食事代）に関する改正がありました。
これに伴い、令和 7 年 4 月 1 日より下記のように負担金が変わりますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。
ご不明な点がございましたら、受付窓口までお問い合わせください。

入院時食事療養費の標準負担額（患者負担分）

区分		1 食あたりの食事代	
		令和 7 年 3 月 3 1 日以前	令和 7 年 4 月 1 日以降
市民税課税世帯（区分ア～エ、現役並みⅢ～Ⅰ、一般）		4 9 0 円	5 1 0 円
指定難病患者等		2 8 0 円	3 0 0 円
7 0 歳未満で市民税非課税世帯（区分オ）	9 0 日以内の入院	2 3 0 円	2 4 0 円
7 0 歳以上で市民税非課税世帯（低所得Ⅱ）	9 0 日超の入院	1 8 0 円	1 9 0 円
7 0 歳以上の市民税非課税世帯で所得が一定基準に満たない方（低所得Ⅰ）		1 1 0 円	1 1 0 円

医療法人愛正会 やすらぎの丘温泉病院